

## 東北地方太平洋沖地震に伴う液状化被害対策を求める意見書

去る3月11日午後に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に我が国に甚大な被害を与えた。未だ余震が続き、復旧の見通しもつかない状況である。

江東区においても震度5強を記録し、新木場地区をはじめ、臨海部において大規模な液状化の被害が発生した。区や区民は、液状化被害に対して懸命に復旧作業に当たっているが、被害規模の大きさから、本格復旧については、困難な状況となっている。

本区臨海部においては、東京都によって埋立てが行われており、特に新木場地区は、都の政策に協力して大規模な移転を行った土地である。

よって、本区議会は、東京都に対し、本区における社会経済活動の安定化に向け、下記事項の取り組みを強く求めるものである。

### 記

- 1 臨海部において、液状化被害の大小に大きく違いがあることの原因を究明すること。
- 2 道路・学校等公共施設の本格復旧に対し、経済的支援を行うこと。
- 3 埋立地盤そのものの損傷であることを踏まえた、私有地の本格復旧に対し、経済的支援を行うこと。
- 4 被災者の生活再建に向けた経済的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年3月31日

江東区議会議長 榎本雄一

東京都知事 あて